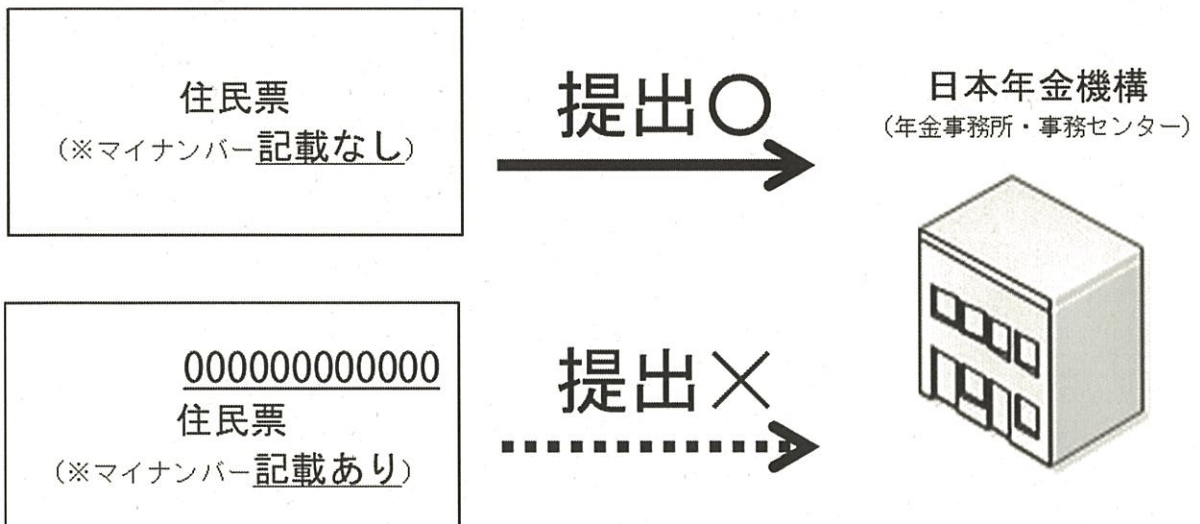


## 日本年金機構に提出する住民票について（お願い）

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が改正され、当分の間、日本年金機構において、個人番号の利用ができなくなっております。
- 日本年金機構に対して、年金請求時などに必要な書類として、「住民票」を提出していただく場合には、「個人番号（マイナンバー）」が記載されていない「住民票」を提出していただきますよう、お願いします。



※ ご不明な点がございましたら、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。